

計画書

諏訪都市計画用途地域の変更(諏訪市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(諏訪市)

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 188.8 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	13.2%
	約 11.0 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.8%
小計	約 199.8 ha						14.0%
第二種低層住居専用地域	約 7.6 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.5%
第一種中高層住居専用地域	約 95.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.7%
第二種中高層住居専用地域	約 134.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.4%
第一種住居地域	約 468.7 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	32.7%
第二種住居地域	約 47.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.3%
	約 3.0 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	0.2%
小計	約 50.8 ha						3.6%
準住居地域	約 9.4 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.7%
田園住居地域	約 - ha	—	—	—	—	—	0.0%
近隣商業地域	約 9.1 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	0.6%
	約 10.5 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.7%
小計	約 19.6 ha						1.4%
商業地域	約 44.9 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	3.1%
準工業地域	約 339.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	23.7%
工業地域	約 43.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.0%
工業専用地域	約 17.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.2%
合計	約 1429.7 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路諏訪バイパス沖田大和線(3・4・20号)の変更に伴い、現在の土地利用の状況に配慮するとともに、今後も良好な住環境の維持のため、本案のとおり用途地域を変更することにより、合理的な土地利用を図るものである。